

第3回企画部会 議事概要

1 日 時 令和元年8月30日（金） 9:30～11:55

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長

政策統括官（統計基準担当）：横田政策統括官、山田統計企画管理官、内山企画官

4 議 事

- (1) 平成30年度統計法施行状況報告の審議（各府省ヒアリング）について
- (2) 平成30年度統計法施行状況報告の審議（国民経済計算体系的整備部会における審議状況）について
- (3) 「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案について
- (4) シェアリングエコノミー（研究報告）について

5 議事概要

- (1) 平成30年度統計法施行状況報告の審議（各府省ヒアリング）について

① 事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応

総務省から、資料1-1に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・事業所母集団データベースの整備・充実に向けて、実施部局が種々の対応を引き続き実施していることを確認できた。こうして整備されつつある事業所母集団デ

- データベースの情報が実際の各種統計調査に早期に活用できるよう関係部署間における密接な連携をお願いしたい。
- ・プロファイリング活動の対象は、資料1-1の4枚目に①～③として示されており、約5,000企業等とされているが、段階的に対象を広げることは考えているのか。この①～③を対象とする場合、業種により売上高のシェアが確保できないものもあるのではないか。
- まずは約5,000企業等を対象としてしっかり取り組み、その実施状況の分析を踏まえて、業種に応じて対象の拡大等も検討していきたい。
- ・①、②及び③のうち一つでも該当すれば対象に含まれるのか。
- 御認識のとおりである。
- ・資料1-1の3枚目の図によると、行政記録情報を用いて収集した情報について、照会結果に基づき、事業所母集団データベースに格納されるとのことであるが、当該照会結果はどのような状況か。
- 年間約25万事業所に確認を行い、おおむね約15万事業所から回答を得ているので、6割程度の事業所から御協力いただいていることになる。
- ・6割の回答率は悪い数字ではないかもしれないが、プロファイリング活動やそれを通じた事業所母集団データベースの整備は、経済統計にとって極めて重要な事業であり、ウェブサイトへの掲載内容を工夫するなど、より一層の情報発信を図るべきである。
- 情報提供については重要な取組と考えており、しっかり対応していきたい。
- ・資料1-1の3枚目の図には、行政記録情報が2種類掲げられているが、今後、用いる行政記録情報を追加する考えはあるか。また、産業ごとのカバレッジの拡大について、農業や建設業以外に、医療業などについても視野に入れているのか。さらに、専従の役員・労働者等が存在しない法人の確認については、どのような方法で行っているのか。
- 行政記録情報の活用に関しては、今回の経済センサス - 基礎調査の実施に当たって、まずは、法人番号公表サイトから得られる法人の情報の活用を主なものとして考えている。その上で、各法人の事業活動を分析し、調査員調査を行うことが難しい産業があるか検討したい。専従の役員・労働者等が存在しない法人の確認については、経済センサス - 基礎調査において実地に調査員が活動状況を確認し、活動しているようであれば調査を行っている。
- ・事業所母集団データベースの整備から、統計調査の実施、統計の作成に至る具体的なスケジュールを明らかにすべきではないか。いずれのデータが、どのような工程で、事業所母集団データベースに格納され、そのデータがいつの統計調査に反映されるのか。
- 関係府省とも相談の上、データの集約や整理の時期など、仕組みが分かるような形でお示しできるようにしたい。
- ・少子高齢化が進み、高齢者への介護保険事業における介護報酬の増加、学童保育

サービスの拡充など様々な社会構造による変化がみられる中、事業所母グループデータベースの拡充は、厚生労働省や文部科学省の統計調査の精度向上につながるものであり、ひいては様々な社会問題の解決にも資するものである。今回の経済センサス - 基礎調査の実施により、これらの分野の事業所データの充実が図られることを期待する。

- ・プロファイリング活動について、一部の企業からは調査票の提出の督促が強化されるのではないかといった心配の声があがっている。プロファイラーには、企業の置かれている状況をよく理解いただき、柔軟に対応していただきたい。また、事業所母グループデータベースに格納するキー項目については、各統計調査の実施に当たって情報が足りないといったことがないよう、できる限り包含するよう検討いただきたい。
- プロファイラーの対応については、御意見を踏まえて検討していきたい。事業所母グループデータベースに格納する項目については、資料1-1の3枚目の図にも記載のとおり、主に経済センサスで把握している項目であるが、個々の調査でどのような情報が必要か関係府省と相談しながら、最大公約数を目指していきたい。
- ・統計委員会としては、事業所母グループデータベースの整備・拡充について、どのような立場で関与していくべきか。個々の統計調査に対して事業所母グループデータベースを使うよう働きかけていくものなのか、使用については個々の調査実施部局で検討し、統計委員会は部会で審査するという立場でよいのか。
- ・重要な指摘であり、事業所母グループデータベースの活用の推進については、統計委員会と総務省とで積極的に働きかけていくべきと基本的には考えられるが、具体的にどのようにしていくかは今後の課題と考える。
- 事業所母グループデータベースの活用については、従前から総務省政策統括官（統計基準担当）と統計局の間で基本となるポリシーがあるのではないかと。既存のポリシーをブラッシュアップして、推進していくことが望まれる。
- 統計委員会における議論や指摘も踏まえ、政策統括官（統計基準担当）と統計局の間で話をしつつ、考えていきたい。
- 統計幹事のシステムとも連携する形で統計委員会としては議論していきたい。
- ・経済構造実態調査や経済センサス - 基礎調査の結果を事業所母グループデータベースに格納する取組、レジスター統計の作成に向けた検討並びにプロファイリング活動を通じて母グループ情報を更新するなどの取組は、企業・事業所の活動を、よりの確に把握・提供する観点から、高く評価したい。GDP統計を始めとした経済統計の精度向上を図る観点からは、母グループ情報のカバレッジの拡大が重要であることから、引き続き、事業所母グループデータベースの整備・充実のため、第Ⅲ期基本計画に沿って所要の措置を講ずることが望まれる。なお、法人企業統計の母グループ名簿との乖離については、「2020年度中に詳細な分析を行う」とのことであるが、事業所母グループデータベースの整備に当たって極めて重要な事項であるため、統計委員会に中間報告を行っていただきたい。

- ・事業所母集団データベースの有効利用を図り、かつ、利用価値を高めるためには、単に統計委員会や総務省における検討だけでなく、各府省における事業所母集団データベースに対する認識も重要である。統計幹事のシステムを使いながら、総括統計幹事である総務省政策統括官（統計基準担当）のリーダーシップをお願いするとともに、統計委員会との密接な連携を通じて、今後、事業所母集団データベースが、日本全体の統計システムのよりよい構築につながるようもっていききたい。

② 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインについて

総務省から、資料1-2に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインの適用状況」については、令和元年10月の消費税率変更及び軽減税率実施を控え、統計調査の記入方法において消費税の扱いを確認することが極めて重要だと考えていたが、今回の報告によると、いくつかの統計調査でガイドラインの適用がなお検討中であることが判明した。売上高等の集計段階で、税抜・税込の計数が混在して、10月の税率の変更の際に伸び率が実勢を表さないという問題等が発生しないよう、早期の対応をお願いしたい。また、こうした措置にあわせて、集計値の段差を回避するための対応（過去の集計値へのガイドラインの遡及適用や税込・税抜の売上高のウエイト情報の開示）も切に希望する。
- ・現在の単一税率の下でも直接輸出や非課税品目の取扱いを考慮する必要があるなど、補正が容易ではない中、軽減税率の導入によって統計の精度が下がることが懸念される。軽減税率を適用した補正については、各調査実施者が実施方法を判断するものと理解しているが、総務省が業種別や品目別にどのような税率を適用して補正すべきか示すことは考えているか。また、令和5年からインボイス制度が導入予定であり、それを統計調査結果の集計にどのように活用するのか検討する必要があるのではないか。
- 平成29年改定のガイドラインにおいては、調査品目ごとに補正処理に用いる税率の別等を整理している。各府省においては、これを活用して、各統計調査で把握するレベル（品目別・業種別・総売上高）に応じて、軽減税率の適用可否を判断することになる。インボイス制度など新たな仕組みへの対応については、今後、各府省を構成員とする検討会議において検討すべき大きな課題の一つと考えている。
- ・経済規模等を正確に把握・推計する観点から、本年10月1日に予定されている消費税率の変更や軽減税率の導入への対応は、重要である。こうした中であって、主要構造統計調査を中心に、改定後のガイドラインの適用に向けた検討が、具体的な時期を示した上で行われていることは評価したい。関係府省においては、主

要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる動態統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ることが望まれる。また、今後、軽減税率等の導入により、推計が難しい場面が出てくることも想定される。総務省においては、ガイドラインの適用状況について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討することが望まれる。

③ 賃金構造基本統計調査の匿名データの提供に係る検討状況について

厚生労働省から、資料 1-3 に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・本調査のマイクロデータについては様々な利活用が期待でき、参考 2 の賃金分布に関する分析は、本調査のデータがいかに色々な切り口で有用な活用が可能であるかを示している。匿名データの作成に当たっては、その利用者のニーズに沿ったものとする必要があるところ、厚生労働省が通常行っている集計以外に、研究目的などでどのような利用可能性があるのかについて、厚生労働省は把握しているのか。また、匿名データの作成は長期間に及ぶプロセスとなることが想定されること、厚生労働省はどのような規模の人的体制で検討を進めることを想定しているのか。
- 本調査結果の二次利用自体は多くあり、例えば、都道府県においては賃金水準の検討や居住する外国人に係る分析のニーズが高いと承知している。人的体制については厳しい状況であり、本調査そのものの変更の検討の方に注力せざるを得ない状況であるが、統計調査分析官に本事項の検討をさせるなどして対応している。
- ・匿名データに関する検討は、これまでも統計研究研修所の技術的な支援を受けながら、統計制度部会で議論してきている。事業所の情報を含むデータについては、匿名化やパブリックユースデータも含めて、二次的利用に資するデータの根本的な在り方を統計制度部会で検討した上で、個別の統計調査における対応を検討すべきと考える。厚生労働省においても有識者会議の開催を検討しているとのことであるが、検討の場が重複することは、リソースが限られている中、望ましくない。
- ・本調査における匿名データの提供は、様々な社会問題の解決に向けた分析、学術研究の深化等に資するものであり、重要である。他方で、事業所情報の匿名化の例は他にはないことから、慎重に検討する必要がある。そのため、厚生労働省が独自に有識者会議を立ち上げて検討するというのではなく、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会（統計制度部会）における各府省共通の指針に関する議論を先行させることが望ましい。
- ・匿名データについての検討が進んでいないことについて、本調査が、事業所票と

個人票により構成されるという構造的な特徴のため、匿名化に当たり付加的な考慮を行う必要があるという説明であれば納得できるが、他に検討事項への対応があったため検討できなかったとの説明には、厚生労働省は匿名データの提供に後ろ向きなのではないかという印象を受けた。また、各府省共通的な指針が作成された後に、本調査について検討すべきという意見について、厚生労働省はどのように考えるのか。

→厚生労働省が後ろ向きということは全くなく、匿名データの提供の重要性については認識している。また、今後の検討の進め方については、本調査における匿名データの提供に当たっては事業所の情報も含める必要があると考えており、各府省共通的な指針を作成するとの方向性が示された場合は、そのプロセスに参画していくなど適切に対応してまいりたい。

- ・本調査は、労働者の賃金に関する分析をする上で重要な情報源であり、ニーズに応じて、データが柔軟に利用できる環境を整備することは必要である。一方で、本調査の匿名データ化に当たっては、事業所票の匿名化もセットで検討する必要があるが、事業所データの匿名化については、技術的に大変難しく、横断的課題も想定され、慎重に検討すべきである。については、事業所データに係る匿名化等については、統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとしたい。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて賃金構造基本統計調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。なお、厚生労働省においては、ユーザーの利便性向上の観点から、本調査について、利用者からの要望に応じて参考表の追加を行うなど、集計・公表の充実を図ることが望まれる。

(2) 平成30年度統計法施行状況報告の審議（国民経済計算体系的整備部会における審議状況）について

宮川国民経済計算体系的整備部会長から、資料2に基づき、報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・消費者物価指数については、一定の重要性のあるものは品目として採用することが原則であるが、結婚式場サービスのように情報を把握できないために採用できないものもある。そういったものは、情報を把握できない理由が、市場構造の問題を表す重要な情報であり、将来的には、これを付加情報として示していくことは重要と考える。
- ・報告者の協力を得て調査票を回収することは、欠測値補完の前提となる重要なことである。特に、大企業の場合は、欠測値補完の精度が下がる可能性もある。したがって、そうした企業に対して、きちんと回答いただけるよう、調査実施者が適切に対応する必要がある。これは法人企業統計調査に限った話ではなく、各省

に対応いただきたい。

- ・インターネットを通じた価格調査について、インターネットショッピングがますます拡大すると予想される中であって、今回検討された手法は有用と考える。総務省は、対象商品・サービスの拡充に向けて、他の価格指数の経験や他の国の経験も参考としながら、しっかりと取り組んでいただきたい。

(3) 「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」構成案について

事務局（統計委員会担当室）から、資料3に基づき、説明が行われ、原案のとおり了承された。

(4) シェアリングエコノミー（研究報告）について

内閣府から、資料4に基づき、報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・シェアリングエコノミーについては、SNAの基準改訂の際に、対応できるものについては取り込んでいくことになっている。この研究では、具体的な方法論や試算値も出しており、非常に有用である。

- ・資料4の15ページにある帰属家賃の一部が既に民泊利用規模に含まれているという推計方法については、帰属家賃が、持ち家から生じる居住サービスを所有者が属する家計が最終消費するという定義からすると、これを切り分けて民泊というサービスに供給することは定義上できないと思う。

民泊として切り分けた部分は、宿泊サービスとなるものであり、サービスの基となる資産は民間企業設備となることから、資本形成の段階では、民間住宅投資から企業設備投資に振り分けることになり、民泊する人がいなくなると、その逆の操作を行うこととなって、非常に煩雑である。

この調査研究では、既に帰属家賃として推計されている値から民泊部分を調整するという考え方だと思うが、そのような取扱いをしないという考え方もあるのではないか。帰属家賃については、そういう問題もあるので議論して欲しい。

- ・民泊と帰属家賃の関係については、民間住宅が提供するサービスのうち、ビジネスとしての部分と居住者が享受する部分を切り分けるという、非常に難しい問題がある。今のところは、民泊の市場規模は小さいものの、今後、大きくなったときには、帰属家賃の推計に相応に影響する可能性もあるため、考えていかないといけない。

- ・15ページの民泊の推計について、外国人の利用部分も含まれているのか。

→今回の推計では、外国人の利用も含めて推計している。

- ・今回の推計は、生産側から行われているが、消費側はC to Cで消費をされている。内閣府では、今までの消費側（支出側）の統計では、従来のホテル・旅館の利用の他に、民泊の分も既に含まれているという考え方なのか。その場合、生産側を

推計することで、生産側と消費側の推計値を合うように調整する、ということか。
→今回の推計の基本的な考え方は、コモディティーフロー法であって、生産者側からのアプローチで推計している。問題は、民泊は宿泊サービスとなるが、個人がどれだけ提供しているかが捕捉できていないというところであり、今回は、この部分に焦点を当てて、推計を行っている。

その点では、今回は、消費側（支出側）の統計も使って推計を行っていることから、委員のご指摘のとおり、ギャップを埋めている、ということになる。

- ・今回の内閣府の調査研究では、日本におけるシェアリングエコノミーの活動の実態について、名目市場規模だけでなく、付加価値額の推計も実施し、また、シェアリングエコノミーの提供者を対象としたアンケート調査も実施する等、極めて先駆的な取組だと評価できる。
 - ・仲介事業者へのヒアリング調査やサービス提供者へのアンケート調査では、シェアリングエコノミーの規模を把握することが難しいことも明らかになった。
 - ・内閣府には、仲介事業者・サービス提供者の経済活動規模を正確に把握するため企業を対象とした調査の体系的整備や事業所母集団DBの整備との関連も見据えながら、さらなる整理をお願いしたい。
 - ・経済産業省が1回限りの調査ではあるが、モノの取引に関するシェアリングエコノミーの把握に関する一般統計調査を行う見込みと聞いており、内閣府と経済産業省においては、今後に余計な重複作業が起きないように、緊密な連携をとって、シェアリングエコノミーの更なる把握に努めていただきたい。
 - ・シェアリングエコノミーの捕捉は、国外の仲介事業者への調査協力をどのように求めていくかといった大きな課題が残っている。国際的な動向を踏まえつつ、実査面の困難を克服しながら、近い将来におけるGDPへの実装に向けた、より具体的な検討・分析をお願いしたい。特に、民泊の場合の重要な点は、国外から日本に来てサービスを受ける部分を、方法論も含めて、どのようにして的確に把握するか、国外の仲介事業者では、国際的な枠組みの中で把握が可能か、あるいは、何らかの代替手段で把握が可能か、を考えることが重要である。
- なお、国内の仲介事業者や国外の仲介事業者が国内法人を有している場合は、統計法に基づき、調査の協力をお願いすることとし、もし、協力を回避する動きがあれば、統計委員会として積極的に対処していくこととしたい。

次回の企画部会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>